

Sardana Soccer Academy 規約

第1条(名称および所在)

本クラブは、Sardana Soccer Academy(以下本クラブ)と称します。また株式会社エルフハーツが運営サポートいたします。

本クラブは、東京都江戸川区に主たる事務所を設置しています。

第2条(目的)

本クラブは、スポーツを通して「サッカーをとことん仲間と楽しむ中で、子供たちが本来持っている能力(チカラ)を自由に発揮できるクラブ」をテーマに子どもが自ら考え、自らチャレンジしやすい環境を心がけ、心からサッカーを楽しむことにより、心身の健全な育成と地域スポーツ振興に寄与することを目的とします。そしてこのクラブを通して沢山の成功や失敗を経験し、社会性や協調性を学び、生涯の仲間ができれば幸いです。

第3条(入会資格)

本クラブに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1)本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条(入会手続き)

本クラブに入会を希望するものは、所定の入会手続きを完了した時点をもって会員資格を得た(以下クラブ生)ものいたします。

入会時には、入会金を申し受けます。また、兄弟姉妹入会済みの場合(1人目のクラブ生が休会・退会していない場合に限る)には2人目より入会金は割引といたします。また入会キャンペーンなど本クラブが認めた場合に無料とする場合があります。

第5条(月会費等のお支払方法)

当クラブは、月謝制(月極契約)、前納制となっております。原則、毎月25日に翌月の月会費等を当クラブ指定の金融機関の口座へお振込みにてお支払いいただきます。手数料等は各自ご負担いただく形となります。

当クラブでは現金の取り扱いは一切行いません。クラブへ現金をご持参いただいても受領できません。

月謝ではなく都度払い料金のお支払いに関しては、当月分をその月の月末にお振込みください。

(都度払い1月分の場合 = 1月末日に指定口座へお振込み)

第6条(会費の不返還)

お支払いいただいた入会金・月会費・ユニフォーム代等につきまして、レッスン受講の有無、ユニフォームの

使用の有無等の理由の如何を問わず返金いたしかねますのでご了承ください。

第7条(会費の滞納及び強制退会)

月会費等のお支払が遅れ2ヶ月以上滞納され場合、及び規定の期日にお支払いただけ無いことが度重なるような場合には、本クラブは指導を停止し当該クラブ生を強制退会(除名)させていただきます。また強制退会となった場合でも、滞納金は免除となりません。

月会費等のお支払が遅れ、本クラブから再請求のご案内等をした場合、再請求に伴う事務手数料をいただく場合があります。

第8条(損害保険への加入)

入会時にはスポーツ安全保険へご加入いただきます。ご加入手続きが完了する前にレッスンを受講することはできません。

スポーツ安全保険は年度単位での更新となります。(4月～翌年3月)入会時及び更新時に所定金額を本スクールにお支払いただきます。なお、手続きは本クラブで行います。

スポーツ安全保険は、レッスン中、または自宅から本クラブまでの往復中での事故に加え個人練習による負傷も対象となります。

第9条(負傷時の対応及び免責事項)

本クラブ生が、レッスン中に負傷した場合には、本クラブコーチ・スタッフが応急処置を施し、必要に応じ病院への搬送等その状況に応じた対応をいたします。

本クラブ指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本クラブの管理内であっても本クラブ指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本クラブはその責任を一切負いかねます。

第10条(レッスン日)

本クラブのレッスン日、時間については、クラブが定めたスケジュールによります。

各クラブの予定表をご確認ください。

やむを得ない事情が発生した場合には、定められたレッスン日、時間等を変更または中止することがあります。その場合には事前にクラブ生に通知いたします。

第11条(休会・受講クラスの変更)

休会・受講クラスの変更をご希望される場合は、希望月の前月20日までに本クラブ事務局までフォームまたはメール等にて指名とご要望の内容をご連絡ください。変更は翌月より、休会は提出月末日をもって休会となります。当月の手続き期限を過ぎての当月末休会・変更はできません。その場合、翌月末休会・変更となります。

休会の期間は3ヶ月以内として、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとします。但し、怪我等の理由により本スクールが休会の必要性を認めた場合にはこの限りではありません。

休会月の月会費は通常月会費の半額と致します。

休会した場合、3ヶ月以内であれば再度入会金を納入することなく、復会することができます。

第12条(退会)

退会をご希望する場合は、退会希望月の前月20日までに本クラブ事務局までフォームまたはメールにてご連絡ください。退会后、再度入会される場合には改めて入会金を納入していただきます。

第13条(ユニフォーム)

本クラブにてレッスンを受講する際は、本クラブ指定のユニフォームがある場合はご着用ください。

第14条(欠席)

当日のレッスンを欠席される場合は、レッスン開始1時間前までにクラブ事務局までメールまたは指定の連絡方法にてご連絡ください。ご連絡いただけ無い場合には振替レッスン受講の権利は付与されませんのでご注意ください。

第15条(休校・閉鎖)

天災地変・社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は休校・閉鎖することがあります。この場合、中止されたレッスンを受講予定であったクラブ生には年間スケジュールで定められた振替レッスン日に受講する権利を付与いたします。

中止の連絡はご登録いただいた連絡先または連絡網へご連絡いたします。

第16条(振替レッスン)

第14条の欠席連絡により発生した振替レッスンを受講する権利、また第15条により休校より付与された振替レッスンを受講する権利は以下の方法で行使することができます。但し年度を越えての行使は出来ないものとします。

休校による振替は年間スケジュールで指定された振替レッスン日またはご希望の日を受講することができます。

自己都合による欠席による振替については、第14条の欠席のご連絡があった場合のみ、欠席日から1ヶ月を期限として、欠席されたクラスと同カテゴリーのクラスで異なる曜日に開催されているレッスンを受講することができます。但し定員に空きがあると担当コーチが判断した場合のみとなりますのでご希望の日程で受講できない場合があること、また荒天による休校の振替日には受講できないものと致します。

第17条(クラブ生の変更事項)

クラブ生は、住所・連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には所定の方法で速やかに本クラブに届けでてください。

第18条(クラブ生及び保護者遵守事項)

・レッスン開始時間には遅れないようにしてください。また、レッスン中であっても体調・健康状態に異変があると思われる場合は、担当コーチまでご連絡ください。

・クラブに通う際は事故に十分注意し、危険な行動や他人の迷惑になるようなことはしないでください。

・クラブ施設、備品等は大切にし、破損したり汚さないようにしてください。

・クラブ生及び保護者が本規約に違反した場合、並びに無理な勧誘や引き抜き行為や誹謗中傷など、他の保護者や子供達に関わる迷惑行為によりクラブの運営を妨害したと判断した場合、クラブの信用を毀損したと判断した場合、またクラブ生としてふさわしくないと認めた者、クラブの運営に支障があったと本クラブが判断した場合には、強制退会(除名)並びに損害金等の請求をさせて頂くことがあります。

第19条(写真・映像の使用)

本クラブの活動風景を撮影した映像及び写真をsardana soccer academy、株式会社エルフハーツのホームページ、その他プロモーションに使用することがあります。

第20条(個人情報管理)

(利用目的)

- (1)レッスン指導、面談記録、請求、合宿等のイベント告知など当クラブのサービス提供のため
- (2)上記(1)の利用目的の達成に必要な範囲での株式会社エルフハーツ、業務提携先などへの提供のため
- (3)上記(1)に関するマーケティング(アンケート等)活動、顧客動向分析、調査分析のため
- (4)ご質問・ご要望に対応するため

(第三者提供について)

上記利用目的(1)(2)に対する本人の同意を得たとき。但し、提供先とは秘密保持に関して取り決め、お客様の個人情報保護に努めます。また名簿会社などに販売・譲渡・貸与することは一切ありません。

法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。

国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合。

第21条(細則等)

本規約に定めのない事項及びルール等の細則は、本クラブが別途定めます。

第22条(本規約の更新等)

本クラブは、会員に事前承諾を得ることなく上記内容を改定することができ、会員は予めこれを同意するものとします。本内容を改定した場合は、ホームページ告知などの方法により周知するものとし、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとします。

第23条(発効)

本規約は2017年2月1日より発効するものとします。

※2017年9月 第18条を修正

※2020年3月 第5条内支払日を修正

※2023年9月 第4条「所定の入会手続きを完了した時点をもって会員資格を得た」へ修正

※2023年9月 スクール生をクラブ生へ修正